

【EU】対ロシア制裁パッケージ—第1弾から第6弾まで—

海外立法情報課 田村 祐子

* ロシアによるウクライナ侵攻を受け、EUは、2022年2月から6月の間に6度にわたり、ロシアに対する経済制裁、資産凍結等から成る制裁パッケージを採択した。

1 背景・経緯

EUによる制裁¹は、1993年にマーストリヒト条約で導入された共通外交・安全保障政策（Common Foreign and Security Policy: CFSP）の目標である紛争予防や平和維持等を達成するための外交的・経済的手段であり、そのために必要な措置（武器禁輸、貿易制裁、金融制裁、資産凍結、渡航制限等）を採択する権限は、EU理事会に与えられる²。2022年2月21日、ロシアがウクライナ東部2地域（ドネツク州及びルハンスク州）の独立を承認したことに対し、同月23日、EU理事会は、複数の制限措置から成る制裁パッケージを採択し、独立承認を支持したロシア議会下院議員351名を含む関係者の資産凍結等を実施した。これを第1弾として、EU理事会は、同年6月3日までに6度にわたり、制裁パッケージを採択してきた。

2 制裁の概要

一連の制裁は、主に、2014年のロシアによるクリミア併合を契機に採択された制限措置に関する次の規則及び決定を改正し、制裁内容を追加することで実施されている。これまでの制裁に関しては、EU理事会規則（Council Regulation (EU) 833/2014. 全14か条及び附則3部）³及びEU理事会決定（Council Decision 2014/512/CFSP. 全10か条及び附則）⁴が、①武器禁輸：デュアルユース物品（民生用・軍事用の両用途で使用可能な物品）の輸出禁止、②貿易制裁：石油産業向けの特定の技術及び関連製品のロシア向け輸出の事前許可制、③金融制裁：ロシア主要銀行からの債券や株式の購入禁止を規定していた。また、EU理事会規則（Council Regulation (EU) 269/2014. 全18か条及び附則2部）⁵は、特定の個人及び団体を資産凍結の対象とし、EU理事会決定（Council Decision 2014/145/CFSP. 全5か条及び附則）⁶では、同規則の対象者に対

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月8日である。

¹ EUは、制裁（sanctions）ではなく、制限措置（restrictive measures）という表現を長く用いてきたが、現在では2つの用語を互換的に使用している。臼井実穂子「第3章 EC・EU制裁政策とEU機能条約第346条」『経済制裁の研究 経済制裁の政治経済学的位置づけ』臼井実穂子ほか編、志學社、2017、p.43。

² CFSPの一般的指針及び戦略的方針は、首脳級代表で構成される欧州理事会が決め、それを基礎として、閣僚級代表で構成されるEU理事会が必要な決定を行う（EU条約第26条）。EU理事会は、地理的又は主題別の特定の問題についてEUの方針を定める決定を採択し（同条約第29条）、及び同決定において第3国との経済的及び財政的関係を部分的又は完全に断絶・縮小することが定められる場合に、必要な措置を採択する義務を負う（EU運営条約第215条）。植木俊哉ほか編集代表『国際条約集2022年版』有斐閣、2022、pp.56-59,75。

³ Council Regulation (EU) No 833/2014 of 31 July 2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine, OJ L229, 2014.7.31, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2014/833/oj>>

⁴ Council Decision 2014/512/CFSP of 31 July 2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine, OJ L229, 2014.7.31, p.13. <<http://data.europa.eu/eli/dec/2014/512/oj>>

⁵ Council Regulation (EU) No 269/2014 of 17 March 2014 concerning restrictive measures in respect of actions undermining or threatening the territorial integrity, sovereignty and independence of Ukraine, OJ L78, 2014.3.17, p.6. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2014/269/oj>>

⁶ Council Decision 2014/145/CFSP of 17 March 2014 concerning restrictive measures in respect of actions undermining or

して EU 域内への渡航を禁止した。

2022年2月から6月にかけて採択された制裁パッケージの概要は、表のとおりである。2014年時点では、石油に関連する技術や製品の輸出が事前許可制となっていたのに対して、2022年の制裁パッケージでは、事前許可制から輸出禁止（第2弾）へとより厳格な措置に移行した。さらに、石炭・固形化石燃料（第5弾）、原油・石油精製品（第6弾）などエネルギー資源のロシアからの輸入を原則禁止とするなど貿易制裁を強化した。その他、国際銀行間通信協会（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication: SWIFT）⁷からの排除（第3弾、第6弾）、ロシア国営メディアの放送禁止（第3弾、第6弾）、ロシア航空機の空港への発着及びロシア船の入港禁止（第3弾、第5弾）等が新たに規定された。また、全ての制裁パッケージにおいて資産凍結の対象となる個人及び団体が追加された。対象者は、EU域内において、資金の移動、使用、取引、不動産の売却等が禁じられるほか、EU域内への渡航も禁止される。

表 制裁パッケージ概要一覧

(注1)	採択日 (発効日)	主な内容 (注2)	資産凍結対象者累計数 (追加された主要人物)
第1弾： L42I	2022/2/23 (2/23、2/24)	ロシア中央政府への金融制裁（規則第5a条）	計555個人、52団体 (ロシア下院議員351名)
第2弾： L48～L54	2/25 (2/25、2/26)	石油精製品関連技術・サービスの輸出禁止（規則第3b条、決定第4c条）、主要国有企業との取引停止（規則第5条第2項、附則12）	計654個人、52団体 (プーチン大統領、ロシア外務大臣)
第3弾： L57～L59 L63、L65	2/28 (2/28) 3/1 (3/2) (注3)	ロシア航空機の発着禁止（規則第3d条）、ロシア中央銀行との取引停止（規則第5a条第4項、決定第1a条第4項） ロシアの銀行7行をSWIFTから排除（決定第1e条、附則8）、ロシア国営メディア2局の放送禁止（規則第2f条、附則15）	計680個人、53団体 計702個人、53団体
第4弾： L87I	3/15 (3/15、3/16)	鉄鋼製品（規則第3g条）、嗜好品（ワイン、たばこ、香水など）（規則第3h条、附則18）の輸入禁止、鉄鋼製品の輸出制限（規則第3g条）	計877個人、62団体
第5弾： L110、 L111	4/8 (4/8、4/9)	石炭及び固形化石燃料輸入禁止（規則第3j条）、暗号資産預入禁止（規則第5b条）、EU港へのロシア船入港禁止（規則第3ca条）	計1094個人、80団体
第6弾： L153	6/3 (6/3、6/4)	原油、石油精製品の輸入禁止（ただしブルガリア、クロアチア、チェコへの陸路（パイプライン）での輸入を当面認める。）（規則第3m条）、放送禁止3局追加（規則附則15）、SWIFT排除対象にズベルバンクなど3行追加（決定附則8）	計1159個人、98団体 (ブチャ、マウリポリにおける残虐行為のロシア軍の責任者)

(注1) 官報掲載号。制裁パッケージでは、制限措置に関する複数の規則及び決定がまとめて官報に掲載されている。

(注2) 括弧内の条項は、被改正法であるEU理事会規則（Council Regulation (EU)No883/2014）及びEU理事会決定（Council Decision 2014/512/CFSP）の該当条項を表す。

(注3) 第3弾は、2022年2月28日及び同年3月1日を合わせて一つの制裁パッケージとしている。

(出典) “Sanctions adopted following Russia’s military aggression against Ukraine.” European Commission website <https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/international-relations/restrictive-measures-sanctions/sanctions-adopted-following-russias-military-aggression-against-ukraine_en> を基に筆者作成。

threatening the territorial integrity, sovereignty and independence of Ukraine, OJ L78, 2014.3.17, p.16. <[http://data.europa.eu/eli/dec/2014/145\(1\)/oj](http://data.europa.eu/eli/dec/2014/145(1)/oj)>

⁷ 金融機関等同士が金融取引に関するメッセージ（送金メッセージ）を交換するためのサービスを国際的なネットワークにより提供している組織。2020年時点で、200を超える国・地域の11,000以上の金融機関等を結ぶネットワークとなっている。中村篤志「ウクライナ侵攻に対するロシアへの金融制裁に関する考察」『国際金融』1355号、2022.4、p.42.